

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十八号	平成二十八年六月二十一日	火曜日
---------	--------------	-----

一八四、七五三

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

山梨県選挙管理委員会 委員長 成澤秀仁

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権……………一
○有する者の一定数
○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

選挙管理委員会

選挙区名 西八代郡 南巨摩郡 中巨摩郡 南都留郡 甲府市 富士吉田市 都留市・西桂町 山梨市 大月市 莢崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市・北都留郡 甲州市 中央市

山梨県選挙管理委員会 委員長 成澤秀仁

三分の一の数

四、七五一

一一、二三四

五、〇三五

一二、八〇八

五三、〇四〇

一四、〇九九

一〇、〇三四

一〇、二〇七

七、六二二

八、五〇一

一九、八〇三

一三、八六三

二〇、三四一

一九、六三五

七、五二九

九、四一九

八、二六八

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超えてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数(四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)は、次とのおりである。

平成二十八年六月二十一日

一四、一七一

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第一百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数(四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)は、次とのおりである。

平成二十八年六月二十一日

山梨県公報号外

第三十八号 平成二十八年六月二十一日

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番